

この「重要事項のご説明」は賃貸住宅入居者あんしん総合保険「新リバップガードα」に関する重要事項(**契約概要** **注意喚起情報** 等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、ご契約内容がお客さまのご意向に沿った内容になっていることをご確認いただいた上で、お申込みくださいますようお願いいたします。なお、「重要事項のご説明」は当社ホームページ(<https://www.hg-ssi.com/>)にも掲載しています。

- ▶この「重要事項のご説明」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「普通保険約款・特約」をご確認ください。
- ▶インターネット等の通信手段でお申し込みの場合は、この「重要事項のご説明」に記載の「保険申込書(記載)」は「申込画面(表示)」と読み替えます。なお、インターネット等の通信手段でお申し込みの場合は、保険証券等は、希望される場合を除き発行を省略します。ご契約の内容は、当社ホームページ上の「お客さま専用ページ」でご確認いただけます。
- ▶保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの「重要事項のご説明」の内容を必ずお伝えください(法人等契約の被保険者に関する特約を付帯する場合があります。)
- ▶この書面はご契約後も保管ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社カスタマーセンターまでお問い合わせください。

マークの ご説明

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項です。

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項です。

重要事項のご説明の構成

I. 契約締結前におけるご確認事項 …… P.5～9

II. 契約締結時におけるご注意事項 … P.9～10

III. 契約締結後におけるご注意事項 …… P.10

IV. その他ご留意いただきたいこと… P.11～12

主な用語のご説明

普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払い義務を負う方を言います。	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。ただし、同一の危険を補償する当社の他の保険契約の記名被保険者である方を除きます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。	同居人	保険証券記載の建物の賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。ただし、法人を除きます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。	免責金額	支払保険金の計算にあたって1回の事故につき損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
家財	生活用動産をいい、業務の用にのみ供されるものを除きます。	再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

この保険は「賃貸住宅入居者あんしん総合保険(ペットネーム:新リバップガードα)」といい、賃貸住宅入居者の家財を保険の対象とし、ご自身の家財の補償、賃貸住宅の修理費用等の補償、日常生活における第三者への損害賠償責任の補償、および賃貸住宅の貸主への損害賠償責任の補償をセットした賃貸住宅入居者専用の商品です。

2. 保険の対象

契約概要

保険の対象は、保険申込書記載の建物が所在する敷地内に収容される、記名被保険者および記名被保険者の同居人が所有する「家財」です(建物と家財の所有者が異なる場合に限り、家財の所有者が所有する置または建具類および建物に定着している電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を保険の対象として取り扱います。)。ただし、次のものは保険の対象に含まれないため、これらに生じた損害は補償されません(注)。

自動車およびその付属品(自動車に定着・装備されているもの等)、動物・植物等の生物、通貨、暗号資産、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等、運転免許証、パスポート、設計書、プログラム、データ等
*持ち出し家財の損害の場合、自転車及び原動機付自転車は保険の対象に含まれません。また、破損、汚損等の事故の場合、ほかにも補償されない家財があります(P.7の4(2)②)。

(注) 盗難により損害が発生した場合に限り、通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書、乗車券等も保険の対象として取り扱います。

3. 補償の内容

契約概要 注意喚起情報

保険金をお支払いする事故の説明およびお支払いする保険金の額は次のとおりです。詳しくは「普通保険約款・特約」をご確認ください。

		保険金をお支払いする事故の説明	お支払いする保険金の額
家財の補償 損害保険金	① 火災・落雷 破裂・爆発	火災(消火活動による水ぬれを含みます。)、落雷または破裂・爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)をいいます。	損害の額 (1回の事故につき家財の保険金額が限度) ・損害の額には残存物取片づけ費用を含みます。
	② 風災・ ひょう災・雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災(融雪洪水等を除きます。))をいいます(吹込みまたは雨漏り等による損害を除きます。)	・ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品 の場合で、損害の額が1個または1組について20万円を超えるときは、その損害の額を20万円とみなします。
	③ 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、再調達価額の30%以上の損害が生じた場合、または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合をいいます。	・ 盗取 の場合は次のとおり限度があります。
	④ 水ぬれ	給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または他人の戸室で生じた漏水、放水等による水ぬれをいいます。	a. 通貨、小切手、印紙、切手 の損害の額の合計額が1敷地内につき10万円を超える場合は、その損害の額を10万円とみなします。
	⑤ 建物外部からの物体の 落下・飛来・衝突等	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。	b. 乗車券等 の損害の額の合計額が1敷地内につき5万円を超える場合は、その損害の額を5万円とみなします。
	⑥ 暴力・ 破壊行為	騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為をいいます。	c. 預貯金証書 の損害の額は預貯金証書より引き出された額とし、1敷地内につき100万円を超える場合は、その損害の額を100万円とみなします。
	⑦ 盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、盗難に伴い保険の対象に生じた損傷または汚損等の損害を含みます。	d. 上記a~c以外の損害で、その損害の額の合計が1敷地内につき50万円を超える場合は、その損害の額を50万円とみなします。
	⑧ 破損、汚損等	不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、上記①、②および④から⑦までの事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等による事故を除きます。	損害の額-免責金額1万円 (1回の事故につき20万円が限度)
	⑨ 持ち出し 家財の損害	一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建物内で上記①から⑥の事故によって被った損害をいいます。	損害の額 (1回の事故につき20万円が限度)

	保険金をお支払いする事故の説明	お支払いする保険金の額
費用の補償 費用保険金	事故時諸費用保険金 家財の補償の①から⑥の事故により、損害保険金が支払われるべき場合に、事故の際に必要な諸費用を補償	損害保険金×30% (1回の事故につき1敷地内ごとに100万円が限度)
	被災時特別費用保険金 次のいずれかの事故により退去し、避難・転居の費用を支出した場合 1)損害保険金が100万円以上支払われるべき家財の補償の①、②および④から⑥の事故 2)損害保険金が30万円以上支払われるべき家財の補償の③の事故	避難・転居の費用(注)－事故時諸費用保険金 (1回の事故につき20万円が限度) (注)事故日から1か月以内に発生した次の費用に限りです。 ・宿泊施設の宿泊料(1泊3万円・14泊限度、食事は除く) ・新たに賃貸住宅を賃借するための仲介手数料および礼金 ・宿泊施設、転居先、その他避難先への移動費用(タクシー代、各1回限り)および引越費用
	地震火災費用保険金 地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、家財が全焼またはその家財を収容する建物が半焼(注)以上となった場合 (注)半焼については普通保険約款第2章費用補償条項第1条の(注2)をご確認ください。	10万円 (1回の事故につき) ・この補償は地震による家財の損害を補償するものではありません。
	失火見舞費用保険金 家財または家財を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物を滅失、破損または汚損させ、見舞費用を支出した場合	支出した見舞金等の費用の実費 (1被災世帯あたり10万円限度。1回の事故につき損害保険金の20%が限度)
	水道管修理費用保険金 家財を収容する建物の専用水道管が凍結によって破損し、被保険者が自己の費用で修理をした場合(パッキングのみの破損を除きます)	修理費用の実費 (1回の事故につき1敷地内ごとに10万円が限度)
	凍結再発防止費用保険金 水道管修理費用保険金がお支払われる場合に、同種の事故の再発防止のために専用水道管の改良費用を支出した場合	専用水道管改良費用の実費 (1回の事故につき1敷地内ごとに1万円が限度)
	ドアロック交換費用保険金 1)日本国内において、保険申込書記載の建物のドアの鍵が盗まれた場合 2)ピッキングにより開錠された場合 3)いたずら等によりドアロックの機能が喪失または低下した場合	ドアロックの交換費用の実費 (1回の事故につき3万円が限度)
	ピッキング再発防止費用保険金 ピッキングやいたずら等によりドアロック交換費用保険金がお支払われる場合に、同様の事故の再発防止のために防犯装置を設置した場合	防犯装置設置費用の実費 (1回の事故につき3万円が限度)
	借用住宅修理費用保険金 家財の補償の①から⑧の事故により、借用住宅に損害が発生し、貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合(法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます)	修理費用の実費－免責金額1万円(注) (1回の事故につき100万円が限度) (注)免責金額は、破損、汚損等の事故の場合にのみ適用されます。
入居者死亡特別費用保険金 被保険者が借用住宅内で死亡したことによって借用住宅に損害が発生し、修理すべき者が自己の負担で修理した場合	修理費用の実費 (1回の事故につき100万円が限度)	
賠償責任の補償 賠償責任保険金	個人賠償責任保険金 1)日本国内において発生した住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合 2)日本国内において線路への立入り等により電車等を運行不能にさせてしまい、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償金 (1回の事故につき1,000万円が限度) ・1回の事故につき個人賠償責任保険金と借家人賠償責任保険金の合計金額は1,000万円を限度とします。 ・借家人賠償責任保険の場合でかつ破損、汚損等の事故の場合は 免責金額1万円 を差し引きます。
	借家人賠償責任保険金 被保険者の責めに帰すべき事由に起因する不測かつ突発的な事故により借用住宅が破損し、借用住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合(注) (注)被保険者が借用住宅内で死亡したことにより生じた借用住宅の損害について、法定相続人等がその修理を行わず、入居者死亡特別費用保険金の請求がなされない場合に、損害賠償請求権者(貸主)がその修理費用を借家人賠償責任保険金として請求できます(1回の事故につき100万円を限度、免責金額の適用はありません。)。	

■上記の保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払する場合があります。

■1回の事故につき支払われる損害保険金と費用保険金との合計額は1,000万円を限度とします。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

契約概要

注意喚起情報

※下記以外にもお支払いできない場合があります。詳細については「普通保険約款・特約」をご確認ください。

(1) 保険金をお支払いできない主な場合(共通)

- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害(地震火災費用保険金はお支払いの対象となる場合があります。)
- 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害
- 保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害

等

(2) 保険金をお支払いできない主な場合(家財補償の損害保険金)

① 次のいずれかに該当する損害に対しては、損害保険金をお支払いできません。

- 保険契約者、被保険者の重大な過失等による損害
- 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
- 風、雨、雪、ひょう、あられ、砂じんその他これに類するものの吹込みや漏入等による損害
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害
- 保険申込書記載の建物が所在する敷地外にある家財に生じた事故による損害(持ち出し家財の損害を除きます。)

等

② 破損、汚損等の事故については、上記のほか次のいずれかに該当する損害に対しても、損害保険金をお支払いできません。

- 保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に生じた損害
- 電氣的・機械的の事故によって生じた損害
- 電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
- 次の家財に生じた損害
 - 船舶、航空機、ラジオコントロール模型(無人機を含みます。)、携帯電話・スマートフォン・タブレット等の携帯式通信機器、およびこれらの付属品、眼鏡・コンタクトレンズ・補聴器・義歯・義肢等の身体補助器具

等

(3) 保険金をお支払いできない主な場合(借用住宅修理費用保険金)

- 借用住宅に対する加工・修理・調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 借用住宅の主要構造部や借用住宅居住者の共同利用部分に生じた損害

等

(4) 保険金をお支払いできない主な場合(賠償責任保険金)

① 個人賠償責任保険金

- 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任

等

② 借家人賠償責任保険金

- 被保険者と借用住宅の貸主との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された借用住宅の破損に起因する損害賠償責任

等

5. 主な特約とその概要

契約概要

主な特約は次のとおりです。特約の詳細および記載のない特約については、普通保険約款・特約をご確認ください。

(1) 法人等契約の被保険者に関する特約

保険契約者が法人または個人事業主で、その役員または従業員の方が居住戸室に居住する場合に適用する特約です。この特約により、居住する役員または従業員の方およびその同居の方を記名することなく被保険者とすることができます。

(2) 転居期間に関する特約

当社で保険契約をご契約中の借用住宅から転居され、賃貸借契約等の期間が重複する新たな借用住宅においても当社の別の契約にご加入いただける場合に適用する特約です。新・旧両契約から保険金をお支払いする場合、この特約によりこの契約(新契約)からお支払いする保険金は、1,000万円から旧契約でお支払いする保険金を控除して得た額が限度となります。

(3) 保険証券発行省略に関する特約

保険証券の発行省略を定めた特約です。この特約が適用される場合、ご契約の内容は当社ホームページ上の「お客さま専用ページ」でご確認いただけます。

6. 複数のご契約があるお客さまへ(補償の重複)

注意喚起情報

この保険契約と補償内容が同様の当社以外の保険契約(保険契約にセットされた特約を含みます。)があるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、他の保険契約の契約内容変更およびご契約の要否を判断してください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご契約いただく補償	補償が重複する他の保険契約・特約の例
個人賠償責任補償	自動車保険または傷害保険の日常生活賠償特約(個人賠償責任を補償する特約)

7. 保険期間、補償の開始時期および満期更新

契約概要

注意喚起情報

- (1) 保険期間は2年(または1年)となります。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の保険期間欄でご確認ください。
- (2) 補償は、始期日の午前0時(これと異なる時刻が保険申込書または保険証券に記載されている場合は、その時刻)に開始し、満期日の午後12時に終了します。
- (3) 保険期間の満了に際しては、更新のご案内を送付します。更新のご案内に際し、特段のお申出がない場合には、更新のご案内に記載したとおり、保険契約を更新させていただきます。

8. 引受条件(保険金額、保険料等)

契約概要

注意喚起情報

- (1) 保険金額は保険の対象の再調達価額を限度に加入プランよりお選びください。保険料は家財補償の保険金額と保険期間によって決まります。実際にご契約いただく保険金額および保険料につきましては、保険申込書の保険金額および保険料の欄等でご確認ください。
- (2) 家財補償の保険金額の設定にあたっては、下表の「世帯構成による家財の再調達価額(家財補償の保険金額)の目安」をご参照ください。

<世帯構成による家財の再調達価額(家財補償の保険金額)の目安>

単身(大人1名)	夫婦(大人2名)	夫婦+子供1名	夫婦+子供2名
200万~500万円	450万~750万円	550万~900万円	600万~1,000万円

- (3) 保険期間中に保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、当社の定めるところにより、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (4) 保険金の支払事由に該当する場合でも、巨大災害の発生等により、当社の収支に著しく影響を及ぼすと特に認めるときは、保険金を当社の定めるところにより削減して支払うことがあります。

9. 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料は、クレジットカード払(注1)、口座振替払(注2)、コンビニエンスストア払・銀行振込(請求書払)、保証会社による保険料の払込のいずれかの払込方法で全額を一括してお払い込みいただきます(それぞれの払込方法の特約が適用されます。)。また、クレジットカード払および保証会社による保険料の払込は、月払での払込みが可能です(ご利用にあたり所定の条件があります。)。なお、当社では保険料領収証の発行を省略しております。

(注1)クレジットカード払はその払込期日前(新契約の一括払および月払第1回の場合は契約時)にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行い、その確認をもって保険料の払込みがあったものとみなします。また、新契約のクレジットカード払(月払第2回以降を除きます。の場合、保険期間が始まった後でも、始期日から保険料を払い込むまでの間に発生した事故に対しては、保険金をお支払いしません。

(注2)口座振替払は、大東建託パートナーズ株式会社が管理する賃貸住宅に入居し、かつその家賃の支払いが口座振替である場合に限ります。

<月払によるクレジットカード払について>

- ・大東建託パートナーズ株式会社が管理する賃貸住宅に入居されている場合のみ可能です。
- ・「保険契約の解約に関する特約」を付帯した場合、大東建託パートナーズ株式会社より賃貸借契約等の解約または期間満了に関する情報を当社が取得したときは、保険契約者より保険契約を解約することについて当社に通知があったものとし、退去日(賃貸借契約等の解約または期間満了の日)にて保険契約は解約となります。
- ・第2回以降月払保険料の払込みについて、登録されたクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等が確認できない場合には、保険料払込の猶予期日までに利用可能なクレジットカードの情報の登録が必要です(当社よりクレジットカードの再登録を請求します。)

10. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は「普通保険約款・特約」で定める保険料払込期日までに払い込んでいただきます。また、払込猶予期日までに保険料の払込みがない場合、保険契約は不成立(月払第2回以降保険料の場合は失効)となり、保険金をお支払いできません(月払第2回以降保険料の場合は、事故発生日によっては保険金をお支払いできることがあります。)。払込方法別の猶予期日は次のとおりです。

払込方法(特約付帯)	払込猶予期日	
	新契約	更新契約
①クレジットカード払	猶予期間の設定なし	更新契約の保険期間始期日の属する月の翌月末日
②口座振替払	金融機関毎の当社の指定日の属する月の翌月末日(注)	金融機関毎の当社の指定日の属する月の翌月末日(注)
③コンビニエンスストア払・銀行振込(請求書払)	保険期間始期日の属する月の翌々月末日	更新契約の保険期間始期日の属する月の翌々月末日
④月払	第1回…猶予期間の設定なし 第2回以降…払込期日の翌月末日	第1回…更新契約の保険期間始期日の属する月の翌月末日 第2回以降…払込期日の翌月末日

(注)保険契約者に故意および重大な過失がない場合は「翌月末日」を「翌々月末日」に読み替えます。

【保険料の払込前に事故が発生した場合】当社へ保険料の払込みが必要で、当社にて保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

11. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金および契約者配当金はありません。

12. その他法令などでご注意いただきたい事項について

- (1)この保険が不採算となり、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事情が発生したと認めた場合には、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2)事故が当社の想定を超えて頻発した場合や、この保険が不採算となり更新契約の引受が困難になった場合には、この保険契約の更新を引き受けないことがあります。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務 (ご契約時にお申しいただく事項)

保険契約者、被保険者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)。保険申込書に記載された内容のうち、★印がついている項目が告知事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

※インターネット等の通信手段でお申込みの場合は、申込画面表示の「建物、ご契約者様、入居者様(被保険者)の情報」欄の項目が告知事項に該当します。

2. 被保険者の制限 (Ⅳ.その他ご留意いただきたいこと - 1参照)

- (1)この保険契約の被保険者は、同一の危険を補償する当社の他の保険契約の被保険者となることはできません。この保険契約の記名被保険者以外の被保険者(注)が、同一の危険を補償する当社の他の保険契約の記名被保険者となった場合は、被保険者ではなくなります。(注)「記名被保険者以外の被保険者」は記名被保険者の同居人に限られ、同居しなくなった場合は被保険者ではなくなります。
- (2)同一の危険を補償する当社の他の保険契約の被保険者は、この保険契約の被保険者となることはできません。この保険契約の記名被保険者は、同一の危険を補償する当社の他の保険契約の記名被保険者以外の被保険者から除かれます。なお、「法人等契約の被保険者に関する特約」を付帯した場合、居住される役員または従業員の方が同一の危険を補償する当社の他の保険契約の被保険者であったときは、この保険契約の被保険者とはなれません。居住される役員または従業員の方が同一の危険を補償する当社の他の保険契約の被保険者でないことをご確認ください。万一同一の危険を補償する当社の他の保険契約の被保険者であった場合は、保険金をお支払いできません。

3. クーリングオフ (ご契約のお申込みの撤回)

- (1)ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。ただし、保険期間が1年および法人または社団・財団等が締結されたご契約等はクーリングオフができませんので、ご注意ください。
- (2)お申出が可能な期間は、ご契約のお申込日またはこの書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に当社あてへの書面(はがき等)の郵送(8日以内の消印有効)または当社ホームページ・ご契約者様メニューの所定フォームへの登録(電磁的記録)によりお申出ください。

- (3) 取扱代理店では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。
- (4) クーリングオフのお申出の前に、既に保険金をお支払いする事由が生じていた場合は、保険金をお支払いします。
- (5) クーリングオフの場合には、既にお払い込みいただいた保険料はお返しいたします。また、当社および取扱代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

＜はがきの記載イメージ＞

はがき表面(あて先)	はがき裏面(記載事項)
〒108-0075 東京都港区港南 2-16-1	①ご契約のクーリングオフを 申し出る旨の文言
少額短期保険 ハウスガード株式会社	②保険契約者の署名
カスタマーセンター クーリングオフ 係	③保険契約者の住所
	④保険契約者の電話番号
	⑤契約申込日
	⑥商品名(新リバップガードα)
	⑦取扱代理店名

Ⅲ. 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等 (ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

- (1) ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】 ①家財を収用する建物の用途を変更した場合 ②家財の所在地を変更した場合

通知事項に掲げる事実が発生し、ご契約の引受範囲外となった場合は、ご契約を解約していただきます。

- (2) ご契約後、次の場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、直ちに当社へご通知ください。

①保険証券記載または保険契約内容画面表示の住所または電話番号を変更した場合 ②ご契約後に家財の価額が著しく減少した場合 等

- (3) 保険期間の中途において加入プランの変更はできません。加入プランを変更する場合は、保険契約を解約いただき、新たに保険契約を締結いただくこととなります。

2. 退去の場合の手続き

契約概要

注意喚起情報

この保険契約の借用住宅から退去される場合、次のいずれかの手続きが必要です。当社カスタマーセンターへご連絡をお願いします。

保険契約上の借用住宅を 転居先に変更 (保険契約を継続)	保険料払込方法が一括払で、かつ転居先が居住用の賃貸住宅である場合に限り、変更前の借用住宅と変更後の借用住宅の賃貸借契約等の期間が重複する場合は、「借用住宅の変更に関する特約」により、30日間を限度として変更前の借用住宅での事故による損害も補償します。
保険契約を解約	転居後も新たに当社の別の保険に加入いただける場合は、「転居期間に関する特約」を付帯することで、転居前と転居後の賃貸借契約等が重複する期間に限り、同一被保険者について2件目の保険契約が可能となります。

3. 保険契約の失効

注意喚起情報

次の場合、この保険契約は失効します。該当する場合、未経過期間に対する保険料を返還する場合がありますので、当社カスタマーセンターへご連絡をお願いします。

- (1) 保険の対象の全部が失われた場合または保険の対象の全部を譲渡した場合
- (2) 借用住宅に係る賃貸借契約等が終了した場合(保険契約上の借用住宅を転居先に変更する場合および保険契約を解約する場合を除きます。)

4. 解約時の保険料返還の有無

契約概要

注意喚起情報

保険期間の中途において保険契約を解約される場合、次の計算式によって算出した保険料を返還します(10円未満は四捨五入し、10円単位とします。)。なお、保険料の払込方法が月払の場合には保険料の返還はありません(払い込んだ月払保険料の回数が既経過月数を超える場合はその超過分の保険料を返還します。)。

$$\text{返還保険料} = (\text{既に払い込まれた保険料} - 2,000\text{円(注1)}) \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数(注2)}}{\text{保険期間月数}}\right)$$

(注1) 契約初期費用(保険契約の締結などに要した費用)

(注2) 保険期間開始日から解約日までの月数(1か月未満の端数は1か月に切り上げます。)

IV. その他ご留意いただきたいこと

注意喚起情報

1. この保険の引受範囲・当社が引き受ける保険契約

- (1)この保険は、居住用の賃貸住宅に限り、引受の対象とすることができます。
- (2)当社は、内閣総理大臣の登録を受けた少額短期保険業者として次の全てに該当する保険の引受をおこなっています。
 - ①保険期間は2年以内
 - ②1被保険者についての保険金額の合計額が次のア.イ.の区分ごとに1,000万円以下(この保険においては、ア.損害保険金・費用保険金イ.賠償責任保険金)
 - ③1保険契約者についての保険区分に応じた保険金額の合計額が、法令で定める上限総保険金額(上記②の区分ごとに10億円)以下
- (3)当社が同一の被保険者についてお引受できる同一の危険を補償する保険契約は、「転居期間に関する特約」を付帯する場合を除き1件のみです。また、同一の保険契約者について、上記③の上限総保険金額を超える引受けはできません。
- (4)当社では地震保険の取扱いはありません。またこの保険契約の保険料は地震保険料控除の対象とはなりません。

注意喚起情報

2. 少額短期保険業者破綻時の取扱い

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、当社に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。

3. 事故が起こった場合

- (1)事故が起こったときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、遅滞なく当社事故受付センターにご連絡をお願いします。保険金請求手続きについてご案内いたします。

①損害の発生および拡大の防止(消防車、救急車は119番)	②相手の確認(賠償事故等の場合)
------------------------------	------------------
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただきます。ただし、書類をご提出いただくことなく、インターネット等の通信手段で請求いただける場合もあります。
 - ※被災時特別費用保険金につきましては、お支払いの対象となる家財の損害保険金をお支払した後、別途、ご請求手続きのご案内をさせていただきます。避難や転居の際の費用・支出を確認できる領収証等の書類は必ずお手元に保管願います。
 - ※当社では保険金をお支払いするために、賃貸住宅の管理会社や修理業者等に保険事故の内容を照会することがあります。

■当社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終えて保険金をお支払いします。ただし、特別な照会・調査等が必要な場合には普通保険約款に定める日数までに保険金をお支払いします。

■賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。相手の方と示談される場合および損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合は、事前に当社へご相談ください。

※当社が被保険者に代って被害者と示談交渉を行うことはできません。賠償事故にかかわる示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめてください。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、「普通保険約款・特約」でご確認ください。

注意喚起情報

4. 個人情報の取扱い

- (1)この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社および大東建託グループ各社(注)が、この保険契約以外の商品・サービスの案内・提供や保険引受の審査および履行のために、あるいは提携先・委託先等の商品・サービスの案内・提供のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

(注)「大東建託グループ各社」とは、当社、「大東建託株式会社」、「大東建託パートナーズ株式会社」、「大東建託リーシング株式会社」等や、前記各社の子会社等をいいます。

(2) 当社は、この保険契約に関する個人情報、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。

■支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払い、または保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス等については、当社ホームページ(<https://www.hg-ssi.com/>)をご覧ください。

5. 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

6. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- (1) 当社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- (2) 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- (3) 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- (4) 上記のほか、(1)～(3)と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

7. 付帯サービス

この保険には「カギ・水まわりレスキューサービス」が付帯されています。

詳しくは裏表紙または当社ホームページ(<https://www.hg-ssi.com/>)をご覧ください。

お問い合わせ窓口

当社の窓口

<保険のご相談・苦情、お引越、異動・解約のご連絡は>

ハウスガード「カスタマーセンター」

 **0120-365-289** 無料

【受付時間】9:00～17:00 (年末年始を除く)

<万一、事故が起こった場合は>

ハウスガード「事故受付センター」

 **0120-365-099** 無料

24時間365日 受付

*保険金のご請求には、被災した物の写真や修理に要した費用の領収証等が必要になります。詳細は事故受付センターにご確認ください。

ホームページからも受け付けています。
また、右記QRコードからも簡単にアクセスできます。

ホームページアドレス | <https://www.hg-ssi.com>



指定紛争解決機関

注意喚起情報

<当社との間で問題が解決できない場合は>

一般社団法人 日本少額短期保険協会

「少額短期ほけん相談室」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

 **0120-821-144** 無料

【受付時間】

月～金 9:00～12:00 13:00～17:00

(祝日・年末年始休業期間を除く)